

衆議院 地方分権に関する特別委員会議録 第四号

平成七年三月十日(金曜日)

午後二時三十九分開議

出席委員

委員長 笹川 勇君

理事 蓬実 進君

理事 中馬 弘毅君

理事 山崎 広太郎君

理事 野田 聖子君

理事 山崎 広太郎君

理事 吉田 治君

理事 田中 甲君

理事 西田 司君

理事 浜田 靖一君

理事 山口 俊一君

理事 今井 宏君

理事 上田 清司君

理事 富田 茂之君

理事 綱岡 雄君

理事 自治大臣

議員 長官

議員 大臣

議員 議員

議員 議員

議員 調査室長

議員 特別委員会長

議員 地方分権に關する

議員 地方分権に關する

議員 地方分権に關する

議員 地方分権に關する

同日 青木 宏之君 上田 清司君
上田 清司君 棚木 宏之君
同日 辞任 植木選任

ります。
このため、政府は、地方分権の推進を当面の重
要課題の一つとして位置づけ、各方面の御意見を
踏まえつつ、昨年十二月二十五日に地方分権の推
進に関する大綱方針を閣議決定いたしました。本
法律案は、この大綱方針の基本的方向に沿って取
りまとめ、ここに提案申し上げる次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説
明いたします。
第一は、地方分権の推進に関する基本理念並び
に国及び地方公共団体の責務であります。
地方分権の推進は、各般の行政を展開する上で
国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確に
し、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個
性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ること
を基本として行われるものとしております。また、
国及び地方公共団体の責務について、所要の
規定を設けております。

第二は、地方分権の推進に関する基本方針であ
ります。

第三は、

第四は、

第五は、

第六は、

第七は、

第八は、

第九は、

第十は、

第十一は、

第十二は、

第十三は、

第十四は、

第十五は、

第十六は、

第十七は、

第十八は、

第十九は、

第二十は、

第二十一は、

第二十二は、

第二十三は、

第二十四は、

第二十五は、

第二十六は、

第二十七は、

第二十八は、

第二十九は、

第三十は、

第三十一は、

第三十二は、

第三十三は、

第三十四は、

第三十五は、

第三十六は、

第三十七は、

第三十八は、

第三十九は、

第四十は、

第四十一は、

第四十二は、

第四十三は、

第四十四は、

第四十五は、

第四十六は、

第四十七は、

第四十八は、

第四十九は、

第五十は、

第五十一は、

第五十二は、

第五十三は、

第五十四は、

第五十五は、

第五十六は、

第五十七は、

第五十八は、

第五十九は、

第六十は、

第六十一は、

第六十二は、

第六十三は、

第六十四は、

第六十五は、

第六十六は、

第六十七は、

第六十八は、

第六十九は、

第七十は、

第七十一は、

第七十二は、

第七十三は、

第七十四は、

第七十五は、

第七十六は、

第七十七は、

第七十八は、

第七十九は、

第八十は、

第八十一は、

第八十二は、

第八十三は、

第八十四は、

第八十五は、

第八十六は、

第八十七は、

第八十八は、

第八十九は、

第九十は、

第九十一は、

第九十二は、

第九十三は、

第九十四は、

第九十五は、

第九十六は、

第九十七は、

第九十八は、

第九十九は、

第一百は、

第一百一十一は、

第一百一十二は、

第一百一十三は、

第一百一十四は、

第一百一十五は、

第一百一十六は、

第一百一十七は、

第一百一十八は、

第一百一十九は、

第一百二十は、

第一百二十一は、

第一百二十二は、

第一百二十三は、

第一百二十四は、

第一百二十五は、

第一百二十六は、

第一百二十七は、

第一百二十八は、

第一百二十九は、

第一百三十は、

第一百三十一は、

第一百三十二は、

第一百三十三は、

第一百三十四は、

第一百三十五は、

第一百三十六は、

第一百三十七は、

第一百三十八は、

第一百三十九は、

第一百四十は、

第一百四十一は、

第一百四十二は、

第一百四十三は、

第一百四十四は、

第一百四十五は、

第一百四十六は、

第一百四十七は、

第一百四十八は、

第一百四十九は、

第一百五十は、

第一百五十一は、

第一百五十二は、

第一百五十三は、

第一百五十四は、

第一百五十五は、

第一百五十六は、

第一百五十七は、

第一百五十八は、

第一百五十九は、

第一百六十は、

第一百六十一は、

第一百六十二は、

第一百六十三は、

第一百六十四は、

第一百六十五は、

第一百六十六は、

第一百六十七は、

第一百六十八は、

第一百六十九は、

第一百七十は、

第一百七十一は、

第一百七十二は、

第一百七十三は、

第一百七十四は、

第一百七十五は、

第一百七十六は、

第一百七十七は、

第一百七十八は、

第一百七十九は、

第一百八十は、

第一百八十一は、

第一百八十二は、

第一百八十三は、

第一百八十四は、

第一百八十五は、

第一百八十六は、

第一百八十七は、

第一百八十八は、

第一百八十九は、

第一百九十は、

第一百九十一は、

第一百九十二は、

第一百九十三は、

第一百九十四は、

第一百九十五は、

第一百九十六は、

第一百九十七は、

第一百九十八は、

第一百九十九は、

第一百二十は、

第一百二十一は、

第一百二十二は、

第一百二十三は、

第一百二十四は、

第一百二十五は、

第一百二十六は、

第一百二十七は、

第一百二十八は、

第一百二十九は、

第一百三十は、

第一百三十一は、

第一百三十二は、

第一百三十三は、

第一百三十四は、

第一百三十五は、

第一百三十六は、

第一百三十七は、

第一百三十八は、

第一百三十九は、

第一百四十は、

第一百四十一は、

第一百四十二は、

第一百四十三は、

第一百四十四は、

第一百四十五は、

第一百四十六は、

第一百四十七は、

第一百四十八は、

第一百四十九は、

第一百五十は、

第一百五十一は、

第一百五十二は、

第一百五十三は、

第一百五十四は、

第一百五十五は、

第一百五十六は、

第一百五十七は、

第一百五十八は、

第一百五十九は、

第一百六十は、

第一百六十一は、

第一百六十二は、

<p

○冬柴議員 ただいま議題となりました地方分権の推進に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

いわゆる中央集権型行政システムが明治以来我が国の近代化に一定の役割を果たしてきたことは事実ですが、今日においては、行政権限の国への過度の集中をもたらし、行政の非効率化を招いているほか、長年にわたる東京圏への諸機能の一極集中など、さまざまな弊害が生じております。

このような弊害を除去し、地方公共団体がその実情に沿った個性あふれる行政を展開できるよう、その自主性及び自立性を高め、地域の個性を生かした多様で活力あふれる地域づくりを進めることが、国民一人一人がゆとりと生活の豊かさを実感できる社会を実現する上に極めて重要であり、そのためには、中央集権型行政システムから分権型行政システムへの転換を図ること、すなわち、地方分権の推進が不可欠であります。

これは、新進党への合併前の政党である新生党、公明党、日本新党及び民社党のそれぞれの政策提言及び自民党並びに社会党の各政策提言、経団連やいわゆる民間政治協議の再度の緊急提言、地方六団体の意見書、内閣総理大臣に対する行革案として位置づけ、党内機関による意見集約を踏まえて本法案を取りまとめ、ここに提出申し上げる次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一は、地方分権の推進に関する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務であります。

地方分権の推進は、各般の行政は地域の実情に応じて処理されることが重要であることを踏まえ

つつ、これを展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとしております。

また、国及び地方公共団体の責務について、所の規定を設けております。

第一は、地方分権の推進に関する基本方針であります。

地方分権の推進は、国においては国際社会における国家としての存立に直接かかる事務など国が本来果たすべき最小限の役割を明確にし、これを重点的に担い、地方公共団体においては地域における行政について企画、立案及び調整を含め一貫して自主的かつ自立的にこれを実施する役割を広く担うことを旨として行われるものとしております。

また、地方分権の推進に関する施策として、国は、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、機関委任事務制度及び地方事務官制度を廃止し、国の地方行政機関の整理及び合理化を行い、並びに地方公共団体に対する国の関与及び必置規制を法令で特に定める必要最小限のものとするほか、地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金の整理及び合理化並びに地方債の許可制度の弾力化及び簡素化を行う等、地方分権の推進を計画的に行い、おおむね五年を目途に、具体的な成果を上げるものとしております。

なお、権限委譲は、できる限り基礎的な地方公共団体である市町村へ行われるよう配意するものとしております。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願いいたします。

○笛川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十六日木曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十分散会

ならないこととしております。

第四は、地方分権推進委員会であります。

委員会は、地方分権推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告するとともに、同計画に基づく施策の実施状況を監視し、その結果に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べ、委員会の勧告または意見については、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならないこととしております。

また、内閣総理大臣は、勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとし、委員会は、勧告をしましたは意見を述べたときは、その概要を公表し、定期的にその審議の概要を公表することとしております。

委員会は、すぐれた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員七人をもつて組織することとともに、委員会の事務を処理させるための事務局を置くこととしております。

また、委員会は、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるとしているほか、特に必要があると認めるときは、みずから行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査することができます。

以上が、この法律案の提出理由及びその内容の概要であります。

第一章 総則(第一条～第三条)

第二章 地方分権の推進に関する基本方針(第四条～第七十条)

第三章 地方分権推進計画(第八条)

第四章 地方分権推進委員会(第九条～第十七条)

第五章 地方分権の推進に関する基本方針(第三十八条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊要性にかんがみ、地方分権の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(地方分権の推進に関する基本理念)

第二条 地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にして、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条に定める地方分権の推進に関する基本理念にのっとり、地方分権の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、国と地方分権の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、地方分権の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

第二章 地方分権の推進に関する基本方針

(国と地方公共団体との役割分担)

第四条 地方分権の推進は、国においては国際社会における国家としての存立にかかる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない事務及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体においては住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理するとの観点から地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うべきことを旨として、行われるものとする。

(地方分権の推進に関する国の施策)

第五条 国は、前条に定める国と地方公共団体との役割分担の在り方に即して、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、地方公共団体に対する國の関与(地方公共団体又はその機関の事務の処理又は管理及び執行に關し、國の行政機關が、地方公共団体又はその機関に対し、許可、認可等の処分、届出の受理その他これらに類する一定の行為を行うこと)を以て、地方公共団体の行政機關若しくは施設、特別の資格若しくは職名を有する職員又は附屬機関を設置しなければならないものとする。)、地方公共団体の執行機関が國の機関として行う事務及び地方公共団体に対する國の負担金、補助金等の支出金の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。

第六条 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実を確保を図るものとする。

(地方公共団体の行政体制の整備及び確立)

第七条 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保と透明性の向上及び住民参加の充実のための措置その他

の必要な措置を講ずることにより、地方分権の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする。

国は、前項の地方公共団体の行政体制の整備及び確立に資するため、地方公共団体に対し必要な支援を行つものとする。

第三章 地方分権推進計画

(地方分権推進計画)

第八条 政府は、地方分権の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前章に定める地方分権の推進に関する基本方針に即し、講すべき必要な法制上又は財政上の措置をその他措置を定めた地方分権推進計画を作成しなければならない。

第二章 内閣総理大臣は、地方分権推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

第三章 政府は、地方分権推進計画を作成したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

(第四章 地方分権推進委員会)

(設置) 第九条 総理府に、地方分権推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第十条 委員会は、この法律に定める地方分権の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づいて、第八条に定める地方分権推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告する。

第二章 委員会は、地方分権推進計画に基づく施策の実施状況を監視し、その結果に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べる。

(勧告等の尊重) 第十一条 内閣総理大臣は、前条の勧告又は意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(組織) 第十二条 委員会は、委員七人をもつて組織する。

(委員) 第十三条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

内閣総理大臣は、委員が禁治産、準禁治産若しくは破産の宣告を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他の委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

内閣総理大臣は、委員長の命を受けて、局務を掌管せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他の委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

二 (施行期日) 第十六条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

三 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌管せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

四 内閣総理大臣は、委員が禁治産、準禁治産若しくは破産の宣告を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

五 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他の委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

六 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

七 委員は、非常勤とする。

八 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

九 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

十 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

十一 条款第十九号の八の次に次の一号を加える。

十二 条款第十九号の八の次に次の一号を加える。

十三 条款第十九号の八の次に次の一号を加える。

十四 条款第十九号の八の次に次の一号を加える。

十五 条款第十九号の八の次に次の一号を加える。

十六 条款第十九号の八の次に次の一号を加える。

十七 条款第十九号の八の次に次の一号を加える。

十八 条款第十九号の八の次に次の一号を加える。

十九 条款第十九号の八の次に次の一号を加える。

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十年

七一年

七二年

七三年

七四年

七五年

七六年

七七年

七八年

七九年

八〇年

八一年

八二年

八三年

八四年

八五年

八六年

八七年

八八年

八九年

九〇年

九一年

九二年

九三年

九四年

九五年

九六年

九七年

九八年

九九年

二〇〇〇年

二〇〇一年

二〇〇二年

二〇〇三年

二〇〇四年

二〇〇五年

二〇〇六年

二〇〇七年

二〇〇八年

二〇〇九年

二〇〇一〇年

二〇〇一一年

二〇〇一二年

二〇〇三年

二〇〇四年

二〇〇五年

二〇〇六年

二〇〇七年

二〇〇八年

二〇〇九年

二〇〇一〇年

二〇〇一一年

二〇〇一二年

二〇〇一三年

二〇〇一四年

二〇〇一五年

二〇〇一六年

二〇〇一七年

二〇〇一八年

二〇〇一九年

二〇〇二〇年

二〇〇二一年

二〇〇二二年

二〇〇二三年

二〇〇二四年

二〇〇二五年

二〇〇二六年

二〇〇二七年

二〇〇二八年

二〇〇二九年

二〇〇二〇年

二〇〇二一一年

二〇〇二二二年

二〇〇二三〇年

二〇〇二四〇年

二〇〇二五〇年

二〇〇二六〇年

二〇〇二七〇年

二〇〇二八〇年

二〇〇二九〇年

二〇〇二〇〇年

二〇〇二〇一〇年

二〇〇二〇二〇年

二〇〇二〇三〇年

二〇〇二〇四〇年

二〇〇二〇五〇年

二〇〇二〇六〇年

二〇〇二〇七〇年

二〇〇二〇八〇年

二〇〇二〇九〇年

二〇〇二〇一〇〇年

二〇〇二〇一一〇年

二〇〇二〇一二〇年

理由

國民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊要性にかんがみ、地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権の推進に関する基本理念並びに國及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方分権の推進に関する法律案

地方分権の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 地方分権の推進に関する基本方針(第四章—第七条)

第三章 地方分権推進計画(第八条)

第四章 地方分権推進委員会(第九条—第十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、國民がゆとりと豊かさを感じさせる社会を実現するため、行政権限の国への過度の集中による弊害を除去し、それぞれの地域がその特性を生かして発展できるようにするとの緊要性にかんがみ、地方分権の推進について、基本理念並びに國及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(地方分権の推進に関する基本理念)

第二条 地方分権の推進は、國と地方公共団体とが共通の目的である國民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあること及び國民福祉の増進を図るために行政は地域の実情に応じて処理されることが重要である」とを踏まえつ

つ、各般の行政を展開する上で國及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 國は、前条に定める地方分権の推進に関する基本理念にのっとり、地方分権の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、國の地方分権の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。

3 國及び地方公共団体は、地方分権の推進に伴い、國及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

4 第二章 地方分権の推進に関する基本方針(国と地方公共団体との役割分担)

第五条 地方分権の推進は、國においては國際社会における國家としての存立に直接かかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい國民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で行われることが不可欠な施策及び事業の実施その他の國が本来果たすべき最小限の役割を明確にしこれを重点的に担い、地方公共団体においては住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理するとの觀点から地域における行政について企画、立案及び調整を含め一貫して自主的かつ自立的にこれを実施する役割を広く担うべきことを旨として、行わるものとする。

第六条 國は、地方公共団体が住民本位の行政を自らの判断と責任でより能率的かつ効果的に處理できるよう、地方公共団体の自主財源である地方税を充実強化することを基本として地方税財源の充実確保を図るとともに、地方交付税の財政調整機能を強化する措置を講ずる等、地方公共団体の財政基盤の整備を図るものとする。

第七条 地方公共団体は、行政体制の整備及び確実な対応、監査機能の充実、情報公開の推進及び推進することとともに、広域的な行政需要への適切な見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

第八条 政府は、地方分権の推進に関する施策の実施状況を監視し、その結果に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べる。

第九条 総理府に、地方分権推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(設置)

(所掌事務)

第十条 委員会は、この法律に定める地方分権の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づいて、第八条に定める地方分権推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告する。

第十一條 委員会は、地方分権推進計画に基づく施設の実施状況を監視し、その結果に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べる。

第十二条 委員会は、前条第一項の勧告をし、又は同条第一項の意見を述べたときは、その概要を公表しなければならない。

第十三条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第十四条 委員会は、前項の意見を述べたときは、その概要を公表しなければならない。

第十五条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第十六条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第十七条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第十八条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第十九条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第二十条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第二十一条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第二十二条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第二十三条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第二十四条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第二十五条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第二十六条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第二十七条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第二十八条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第二十九条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第三十条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第三十一条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第三十二条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第三十三条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第三十四条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第三十五条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第三十六条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第三十七条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第三十八条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第三十九条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第四十条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第四十一条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第四十二条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第四十三条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第四十四条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第四十五条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第四十六条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第四十七条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第四十八条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第四十九条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第五十条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第五十一条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第五十二条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第五十三条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第五十四条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第五十五条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第五十六条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第五十七条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第五十八条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第五十九条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第六十条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第六十一条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第六十二条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第六十三条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第六十四条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第六十五条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第六十六条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第六十七条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第六十八条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第六十九条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第七十条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第七十一条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第七十二条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第七十三条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第七十四条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第七十五条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第七十六条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第七十七条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第七十八条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第七十九条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第八十条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第八十一条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第八十二条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第八十三条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第八十四条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第八十五条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第八十六条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第八十七条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第八十八条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第八十九条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第九十条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第九十一条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第九十二条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第九十三条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第九十四条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第九十五条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第九十六条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第九十七条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第九十八条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第九十九条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百一条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百二条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百三条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百四条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百五条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百六条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百七条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百八条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百九条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百十条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百十一条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百十二条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百十三条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百十四条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百十五条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百十六条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百十七条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百十八条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百十九条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百二十条 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百二十一 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百二十二 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百二十三 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百二十四 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百二十五 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百二十六 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百二十七 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百二十八 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百二十九 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百三十 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百三十一 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百三十二 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百三十三 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百三十四 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百三十五 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百三十六 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百三十七 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百三十八 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百三十九 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百四十 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百四十一 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百四十二 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百四十三 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百四十四 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百四十五 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百四十六 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百四十七 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百四十八 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百四十九 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百五十 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百五十ー 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百五十ーー 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百五十ーーー 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百五十ーーーー 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百五十ーーーーー 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百五十ーーーーーー 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百五十ーーーーーーー 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百五十ーーーーーーーー 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

第一百

たときは、これを国会に提出するものとする。

(組織)

第十三条 委員会は、委員七人をもつて組織する。

(委員)

第十四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかるわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 内閣総理大臣は、委員が禁治産、準禁治産若しくは破産の宣告を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

5 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第十五条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力等)

第十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局長は、委員長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十四条第一項中両議院の同意を得ることに關する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の八の次に次の一号を加える。

十九の九 地方分権推進委員会の委員

理由

国民がゆとりと豊かな実感できる社会を実現するため、行政権限の国への過度の集中による弊害を除去し、それぞれの地域がその特性を生かして発展できるようにすることとの緊要性にかんがみ、地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権の推進に関する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費としては、平年度約一億五千万円の見込みである。

地方分権に関する特別委員会議録第三号中正誤

ページ 段 行 誤

六 四 未 正

九 二 八 方々がこれら、 方々が来られ、

三 三 五 値する思つて 値すると思つて

私の当選直後 私は当選直後

平成七年三月十六日印刷

平成七年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局